

松江市犯罪被害者等支援条例骨子案

目 的

市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項等を定めます。

基本理念

- ◆犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を補償される権利を有するものとします。
- ◆犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われるものとします。
- ◆犯罪被害者等の支援は、必要な支援を途切れることなく受けられるものとします。
- ◆犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行います。

用語の意義

犯罪等	犯罪およびこれに準ずる行為をいいます。
犯罪被害者等	犯罪被害者及びその家族又は遺族をいいます。
二次被害	周囲の配慮に欠ける言動等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、私生活の平穏の侵害等をいいます。

市の責務	市民の役割	事業者の役割
市は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援の施策を策定し、実施します。	市民は支援の必要性についての理解を深め、二次被害に十分配慮するとともに、市の施策に協力するものとします。	事業者は支援の必要性についての理解を深め、事業活動にあたっては二次被害に十分配慮するとともに、市の施策に協力するものとします。

基本的な施策

相 談 支 援	・ 相談及び情報の提供等
経済的な支援	・ 経済的負担の軽減
生 活 支 援	・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供に向けた支援 ・ 安全の確保に向けた支援 ・ 居住の安定に向けた支援 ・ 雇用の安定に向けた支援
広 報 ・ 啓 発	・ 市民理解の増進
そ の 他	・ 民間支援団体に対する支援

施行期日

令和8年11月定例会に提案し、令和9年1月中の施行を目指します。